## 大学連携会議要綱

- 1 名 称大学連携会議
- 2 目 的

大学連携会議(以下「会議」という。)は、姫路市内に所在する大学及び短期大学(以下「大学」という。)と行政が連携し、大学を貴重な都市の資源として生かすことにより、地域の活性化と市民文化の向上を図るため、その方策を検討することを目的とする。

- 3 会議員
  - (1) 兵庫県立大学学長
  - (2) 姫路獨協大学学長
  - (3) 姫路大学学長
  - (4) 姫路日ノ本短期大学学長
  - (5) 豊岡短期大学学長
  - (6) 兵庫県中播磨県民センター長
  - (7) 姫路市長
- 4 所掌事務

会議は次に掲げる事務を行う。

- (1) 大学と行政との情報交換
- (2) 大学と地域の相互発展に関する意見交換
- (3) 地域の活性化と市民文化の向上に関する意見交換
- (4) その他、会議の目的達成に必要なこと
- 5 幹事会

会議の運営等の円滑化を図るため、事務担当者による幹事会を設ける。

- 6 幹事
  - (1) 大学において事務をつかさどる部署を統括する職にある者
  - (2) 兵庫県中播磨県民センター県民交流室長
  - (3) 姫路市政策局高等教育·地方創生担当理事
- 7 開催回数

会議は原則として、年2回程度とする。

8 庶務

会議の庶務は、姫路市において行う。

9 その他

この要綱で定めるもののほか、会議の運営等に必要な事項は幹事会で定める。

附則

- この要綱は、平成11年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成13年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成16年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成18年3月27日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年1月16日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年1月15日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年12月28日から施行する。